

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本プランの基本理念は、「**子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現**」とします。情報化、国際化、少子高齢化の急速な進展や、新型コロナウイルス感染症の流行など、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

若年無業者（ニート）やひきこもり、いじめや不登校、貧困、非行などの様々な困難を有する子供・若者の問題は、依然として深刻な状況であり、孤独・孤立やヤングケアラーの問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。

このような中、次代を担う子供・若者が、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、子供・若者を取り巻く状況をしっかりと認識し、社会全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

本県では、一人一人の状況に応じた様々な施策を総合的に進めることにより、全ての子供・若者の最善の利益が尊重され、誰一人取り残されることなく、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮して、健やかに成長し活躍できる社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現し、子供・若者を取り巻く現状や課題等の解決を目指すため、以下の3つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

(1) 基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援

全ての子供・若者の豊かな人間性や社会性を健やかに育み、夢や希望を持って人生100年時代²⁵を生き抜く基礎の形成を図ります。

また、自らの可能性に果敢に挑戦し、一人一人が才能を開花させ、未来を切り拓いていけるよう応援します。

No.	指標名	現状値	目標値
1	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	小学校85.0% 中学校86.1% (令和3年度)	小学校100% 中学校100% (令和9年度)
2	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	5.8% (令和3年度)	3.9% (令和8年度)

(2) 基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

若年無業者（ニート）、ひきこもり、非行など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者が、個々の状況に応じて、それらの困難を克服あるいは軽減・コントロールしつつ成長・活躍できるよう支援します。

No.	指標名	現状値	目標値
3	子ども・若者支援地域協議会 ²⁶ （これに相当する体制を含む。）を設置している市町村の数	24市町 (令和4年度)	63市町村 (令和9年度)
4	青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村の数	25市町村 (令和3年度)	63市町村 (令和9年度)

²⁵ ロンドン・ビジネス・スクールの教授が著書の中で提唱した言葉。寿命の長期化によって先進国の2007年（平成19年）生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとされている。

²⁶ 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定により、地方公共団体が設置する協議会。

(3) 基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の安心・安全な居場所として、また、成長の場としてより良い環境となるよう、社会全体、地域全体の機運を高め、連携して活動を促進します。

また、家庭、学校、地域、NPO等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見等を生かし、子供・若者の成長を支える持続的な活動ができるよう支援します。

No.	指標名	現状値	目標値
5	「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合	45.3% (令和3年度)	56.0% (令和9年度)
6	子供の居場所 ²⁷ の数	520か所 (令和3年度)	800か所以上 (令和8年度)

²⁷ 家でも学校でもなく居場所と思えるような場所。代表的な居場所として、子ども食堂、無料塾、プレーパーク、多世代交流拠点等がある。子供の自己肯定感を育む場として、地域の方々の創意工夫により多様な形で展開されており、近年、注目されている。